

平成 29 年分の贈与税の申告状況

国税庁より平成 29 年分の贈与税の申告状況について本年 5 月に報道発表がありました。贈与税の申告書を提出した人員は 50 万 7 千人で、前年分から 0.5%減となっています。そのうち、申告納税額のある方は 36 万 9 千人で前年分から 0.4%減となっており、申告納税額は 2,077 億円で前年分から 7.8%減少しました。申告者数、納税者数の減少はわずかですが、申告納税額は大きく減少する結果となりました。

1. 暦年課税及び相続時精算課税の申告状況

申告書を提出した人員のうち、暦年課税を適用した申告人員は 46 万 2 千人（そのうち、特例税率（注）適用者は 23 万 2 千人）で、前年分から 0.5%減となっています。なお、申告納税額は 1,747 億円で、前年分から 9.4%減少しました。

（注）特例税率とは、直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算に使用する税率をいいます。

また、相続時精算課税を適用した申告人員は 4 万 5 千人で、前年分から 0.8%減となっていますが、申告納税額は 331 億円で前年分から 1.8%増となっています。

	平成28年分				平成29年分				平成29年分/平成28年分			
	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり
合計	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
	509	371	2,252	61	507	369	2,077	56	△05	△04	△78	△74
暦年課税	464	367	1,927	52	462	366	1,747	48	△05	△04	△94	△90
相続時精算課税	45	4	325	887	45	4	331	866	△08	+4.1	+18	△23

（注 1）両年分とも翌年 3 月末日までに提出された申告書の計数です。

（注 2）相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

2. 住宅取得等資金の非課税の申告状況

住宅取得等資金の非課税を適用した申告人員は 5 万 8 千人で前年分から 0.9%減、住宅取得等資金の金額は 4,979 億円で、前年分から 3.7%減、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額は 4,566 億円で、前年分より 4.2%減となっています。

平成28年分			平成29年分			平成29年分/平成28年分		
申告人員	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額
千人	億円	億円	千人	億円	億円	%	%	%
59	5,169	4,766	58	4,979	4,566	△09	△37	△42
1人当たり	876万円	808万円	1人当たり	858万円	787万円	1人当たり	△21	△26

（注）両年分とも翌年 3 月末日までに提出された申告書の計数です。

【相続時精算課税の利用は慎重に！】

相続税の節税を目的として相続時精算課税を利用する場合は、将来価値が上昇する可能性のある財産や将来にわたり収益を生み出す財産を贈与財産として選択することが望まれます。しかし、最新の税務統計（平成 28 年分）によると、相続時精算課税適用財産合計額のうち現金及び預貯金等が約 27%を占めています。現金及び預貯金等を贈与しても額面金額が相続財産に加算されてしまい、その効果は期待できません。また、この制度を一度選択するとその贈与者との間で暦年課税に戻ることができないこともあり、利用に際しては慎重に検討が必要です。

（担当：田中 裕史）